

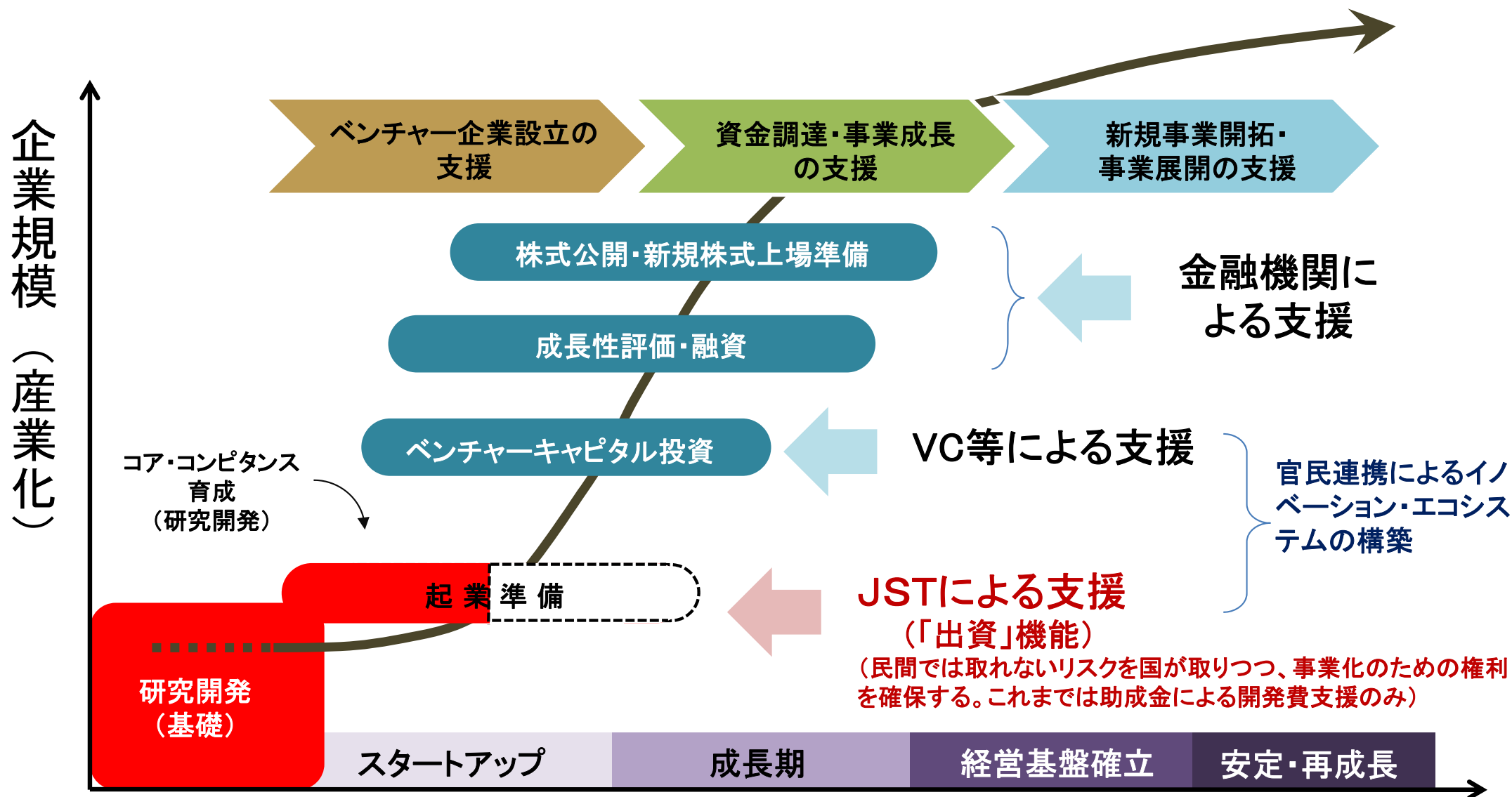
独立行政法人科学技術振興機構について

平成 26 年 11 月

文部科学省

大学等の革新的技術を事業化につなげる仕組み

- 革新的な大学等の技術をイノベーションにつなげる観点から、ベンチャー・中小企業に対して、産学金連携により各フェーズに見合った支援が理想。特に創業初期の立ち上げにかかる研究開発・事業化支援の強化は、成果の最大化のために必要不可欠な状況。



研究開発力強化法の改正

- 第185回臨時国会において、研究開発力強化法が改正され、JSTの研究開発成果を事業活動において活用する大学発ベンチャーへの出資、人的・技術的援助が可能となった。（平成26年4月1日施行）

改正研究開発力強化法

第四十三条の二（研究開発法人による出資等の業務）

研究開発法人のうち、実用化及びこれらによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第二に掲げるものは、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法の定めるところにより、**当該研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。**

別表第二（第四十三条の二関係）

- 一 **独立行政法人科学技術振興機構**
- 二 独立行政法人産業技術総合研究所
- 三 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

（独）科学技術振興機構（JST）における出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS）の概要

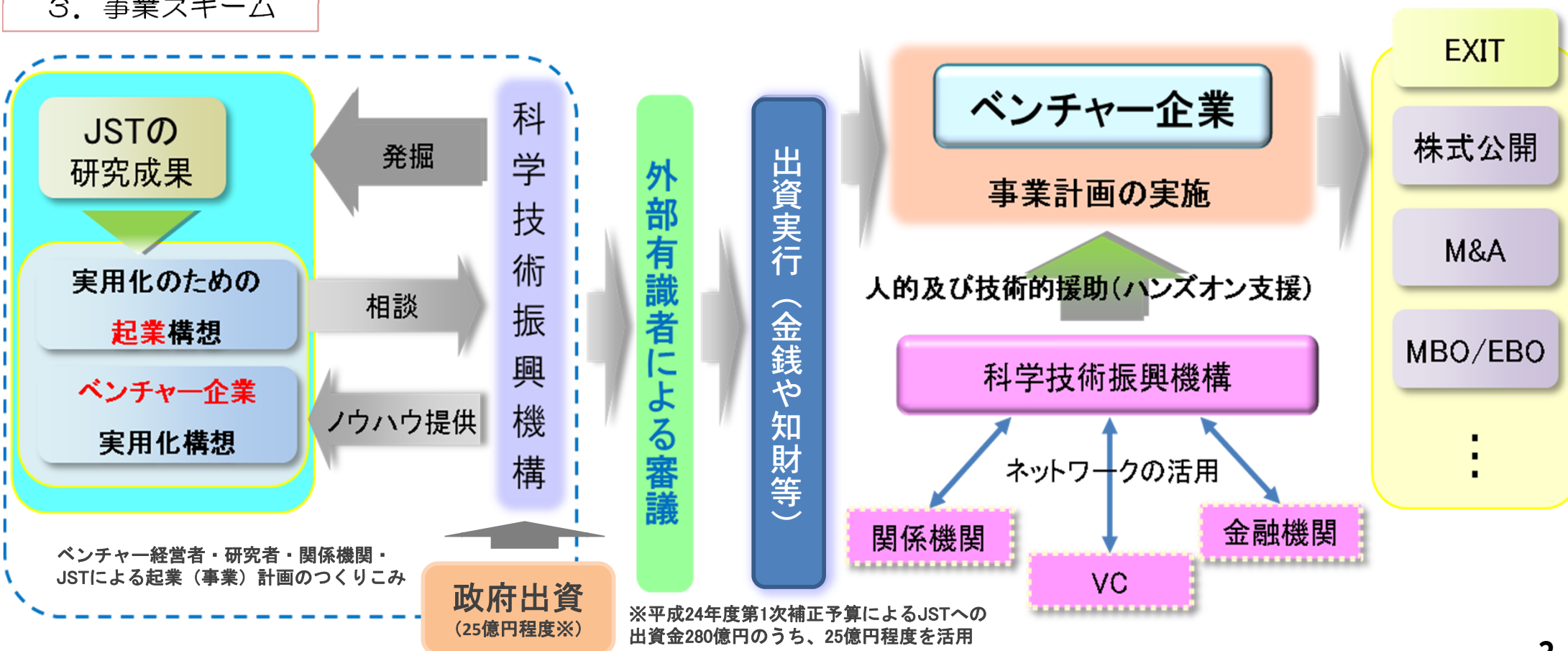
1. 事業概要

- 改正研究開発力強化法に基づき、JSTの研究開発成果を事業活動において活用しようとする者（大学等発ベンチャー）に対し、JSTが**金銭出資**及び自ら保有する**知的財産、設備等の現物出資**を行う。

2. 目的

- ベンチャー企業の創出成長を通じて、**JSTの研究開発成果の実用化・社会還元を促進**。
- JSTがベンチャーへ出資することで、更なる**民間資金の呼び込みを目指す**。
- 知的財産の現物出資を可能とすることで、**JSTや大学の未利用特許を有効活用**。

3. 事業スキーム



出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS）の概要

【出資できる財産】

金銭（25億円）、知的財産、研究設備

【出資先の条件】

- ① JSTの研究開発成果の実用化を目指すベンチャー企業であること
- ② 新たに設立する、または設立から概ね5年以内の企業であること

【出資件数】

年間2～5件程度

【出資の上限】（出資比率、出資金額両方の条件を満たす必要あり）

出資比率：原則として総議決権の1／2

出資金額：累計額で1社あたり5億円

組織体制・投資決定プロセスについて

最終決定

JST 理事会

構成員：
20名
開催頻度：
月4回

・投資委員会での審議結果に基づいて、JST業務運営会議及びJST理事会において出資可否を最終判断。理事会において承認されれば、理事長決裁を経て、出資を決定。

⇒ 最終支援決定

理事長決裁

チェック・牽制

投資 委員会 (月に1回 程度)

原則として1
案件に
つき複数回
審議を行う

(最終審議)

・株主間契約、出資契約等の条件(出資財産の規模、出資比率、取得する株式種類、その他の条件)に基づいて出資可否を投資委員会として判断

平成26年度上期：1件

(中間審議)

・初回審議後のデューディリジェンスの結果を踏まえて、審議継続の判断をする場合には、出資条件の大枠を設定(初回審議の内容次第で省略可)

平成26年度上期：4件

(初回審議)

・起業支援室から付議された案件について、審議継続の可否を判断
・その上で、可の場合には、以下のような指摘を行う

- 追加調査すべき補完事項の指摘
- デューディリジェンス(ビジネス、技術、財務、法務等)の重点事項について指摘

平成26年度上期：6件

投資委員会(チェック・牽制機能)

■構成

・外部有識者7名
(うちオブザーバー1名)

■役割

・起業支援室から付議された候補案件についての審議、出資可否の決定
・出資可否を判断するにあたっての、追加調査すべき補完事項の指摘、デューディリジェンスの重点事項についての指摘
・出資条件についての指摘 等

案件形成・支援推進

JST 起業支援室 (SUCCESS 担当部署)

・出資候補案件について、面談・現地調査等を通じて以下の観点について調査・評価

- 技術動向調査(特許調査を含む)
- 事業性・市場調査、財務調査
- 事業計画実現可能性評価、事業計画の改善検討
- 経営者の資質・事業意欲評価
- ・上記結果に基づき、室として投資委員会に付議すべき案件を選択

JST起業支援室

■構成

・室長(部長級):1名、調査役:1名、副調査役:2名、主査:2名

推進PO(目利き・推進機能)
(民間から招聘した専門家):5名

■役割

・出資対象候補の調査・検討
・出資企業への技術・経営支援
・出資・起業に関する相談業務 等

出資候補案件
の発掘

- JST起業支援室が、JST研究成果発のベンチャー等から出資候補案件を発掘
- 同室が、JST事業及びJST保有特許の分析等を通じて将来の出資候補案件を発掘
- 同室が開催する出資・起業に関する相談窓口へ持ち込まれた案件から出資候補案件を発掘

平成26年度上期：57件

KPIの設定について

事業全体のKPI

収益性

◆機構全体の長期収益性
(投資倍率の加重平均) → 目標：1.0倍超

呼び水効果

◆民間出融資に対する呼び水効果
※ $(\text{JST出資額} + \text{JST出資以降の民間出融資額}) / (\text{JST出資額})$
→ 目標：平均で2.0倍超

出資先企業の成長支援

◆JSTが出資先企業に対して行う人的・技術的支援を通じた当該企業及び経営人材の成長性
(売上げ規模、従業員数、資本金規模の3つの観点から判断)
→ 目標：平均で1点以上(次ページ参照)

売上げ規模

従業員数

資本金規模

個別事業のKPI

収益性

Exit時の収益性
(投資倍率)
→ 目標：10年程度で概ね2.0倍超

呼び水効果

民間出融資に対する呼び水効果
※ $(\text{JST出資額} + \text{JST出資以降の民間出融資額}) / (\text{JST出資額})$
→ 目標：2.0倍超

【事業趣旨】改正研究開発力強化法（抄）

第四十三条の二

研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第二に掲げるものは、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法の定めるところにより、当該研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

出
資

人
的
・
技
術
的
支
援

(注) 個別事業のKPIに係る目標に照らしての個々の案件の進捗・達成状況については非公表。

事業全体のKPI

事業全体のKPI

評価指標	計算式・計算根拠	目標	実績 (26年9月末)
◆機構全体の長期収益性 (最終的にどれ程の収益が得られたか)	投資倍率の加重平均	1.0倍超	現時点では投資未 実行
◆民間出融資に対する呼び水効果 (JSTの出資以降に民間資金の注入がどの くらいあったか)	$(\text{JST出資額} + \text{JST出資以降の民間出融資額}) / (\text{JST出資額})$	平均で 2.0倍超	現時点では投資未 実行
◆JSTが出資先企業に対して行う人的・技術的支援を通じた当該企業及び経営人材の成長性	出資先企業の事業拡大効果 (売上規模、従業員数、資本金規模の3つの 指標について、毎年決算期と投資実行期とを 比較) ・3つの指標全てが増加(2点) ・一部の指標が増加(1点) ・いずれの指標にも増加なし(0点)	平均で 1点以上	現時点では投資未 実行

JSTが出資することの意義

- スタートアップ期のベンチャー企業に出資することにより、将来有望なベンチャー企業の戦略的な支援や、出資後の長期的なハンズオン支援が可能となる。
- 公的機関であるJSTが出資することにより企業信用の向上（民間資金の呼び水効果等）が期待される。
- ベンチャー企業やベンチャーの創業を計画している起業家に対して相談窓口を開設し、事業計画への助言を行うなどのハンズオン支援を実施することで、出資を行った又は出資先候補となった企業の人材育成にも貢献できる。
- 大学の強い知財⇒JSTのA-STEP等の開発支援で育成・起業準備⇒ベンチャー企業設立・出資⇒成長という一気通貫の支援が可能になる。
- 知財を現物出資し、さらに金銭出資を組み合わせることでベンチャー企業の知財の強化と財務基盤の強化を同時に図ることが可能になる。